

第23回新型コロナウイルス感染症対策本部員会議

●会議決定事項

政府の緊急事態宣言が、5月31日まで延長されることとなった。これを受けて、岐阜県における「緊急事態措置」、「休業協力要請」、「緊急事態総合対策」も5月31日まで延長となった。

本市においても、県と足並みを揃え、5月31日まで今までと同様の対策を継続する。(徹底した外出自粛の要請等)

なお、県では5月中旬をめどに、具体的な対策（緊急事態措置を緩和するかどうか）を検討するとしていることから、本市においても、その結果を踏まえた対策を検討する。

- ・ 幼稚園の休園・学校の休業等、公共施設の休館・貸館停止については、既に5月31日まで行うことを決定している。
- ・ 事業者に対する休業協力要請は、期間を5月6日から5月31日までに延長となる。商工会議所に「休業協力要請の延長」の周知について協力を依頼する。